

独立行政法人国立病院機構 第4期中期目標(案)の概要について

平成31年1月31日

厚生労働省医政局 医療経営支援課
医療・研究開発独立行政法人管理室

中期目標の構成

第4期中期目標の構成は、独立行政法人通則法第29条及び「独立行政法人の目標の策定に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定)Ⅱ1～7に基づき、以下のとおり設定する。

第1章	政策体系における法人の位置付け及び役割	(別紙)政策体系図
第2章	中期目標の期間	2019年4月から2024年3月までの5年間
第3章	国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項	
1	診療事業	
(1)	医療の提供	重
(2)	地域医療への貢献	重 難
(3)	国の医療政策への貢献	重 難
2	臨床研究事業	重 難
3	教育研修事業	
第4章	業務運営の効率化に関する事項	難
第5章	財務内容の改善に関する事項	
第6章	その他業務運営に関する重要事項	

(注) 重 は当該事項を「重要度:高」としたこと、 難 は当該事項の指標を「難易度:高」としたことを表している。

独立行政法人国立病院機構の政策体系図

国の医療政策における課題・現状

急速に少子高齢化が進む中、我が国では、2025年までに「団塊の世代」が75歳以上となる超高齢社会を迎える。
こうした中で、国民一人一人が、医療や介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続できる環境を整備していくことは喫緊の課題である。
また、疾病構造の変化や高齢化の進展、医療技術の進歩、QOL 向上を重視した医療への期待の高まり等により、在宅医療のニーズは増加し、多様化している。

厚生労働省の政策目標

【基本目標】安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

(主な施策目標)

- 効率的かつ質の高い医療を提供するために病床機能の分化・連携を推進するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること
- 医療従事者の資質の向上を図ること
- 医療情報化の体制整備の普及を推進すること
- 医療安全確保対策の推進を図ること
- 政策医療（国が医療政策として担うべき医療）を推進すること

第4期中期目標期間における法人が果たすべき役割

<診療事業>

- ① 患者の目線に立った、安心・安全で良質な医療の提供
- ② 地域の医療需要の変化に対応し、地域医療構想の実現に貢献
- ③ 介護・福祉との連携や在宅支援の強化など地域包括ケアシステムの構築に貢献
- ④ 国の危機管理に際して求められる医療について、病院ネットワークを活かし確実に提供
- ⑤ セーフティネット分野の医療の確実な提供

<臨床研究事業>

- ① 病院ネットワークを活用した診療情報の収集・分析とこれを用いた臨床疫学研究等の推進及び情報発信機能の強化
- ② 病院ネットワークを活用した治験及びEBM(※)提供のための大規模臨床研究の推進 ※科学的根拠に基づく医療
- ③ 先端的医療機関と研究協力・連携による、先端医療技術の臨床導入の推進

<教育研修事業>

- ① 病院ネットワークを活用した質の高い医療従事者の育成
- ② 地域医療に貢献する医療従事者等に対する研修事業の実施
- ③ 学生に対する卒前教育(臨床実習)の実施

1 診療事業

—(1)医療の提供

- 患者のニーズを把握し、患者満足度の向上に努めること
- 医療安全対策を充実させ医療事故防止に努めるとともに、院内感染対策の標準化にも取り組み、これらの取組の成果について適切に情報発信すること
- 質の高い医療の提供や医療の標準化のため、引き続き、チーム医療やクリティカルパスの活用を推進するとともに、臨床評価指標の効果的な活用を推進すること

重要度：高

標準化した診療計画及び実施プロセスに基づき着実なインフォームドコンセントを実施することや、地域の医療機関との医療安全相互チェック、臨床評価指標による計測等の取組を実施し、患者満足度や医療の質の向上に努めることは、政策目標である「安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりの推進」に寄与し、重要度が高い

【指標】

✓ 特定行為を実施できる看護師の配置数を、毎年度、前年度より増加させる

（設定の考え方） 高度な判断能力と実践能力を持つ特定行為を実施できる看護師の配置は、スキルミックスによるチーム医療の提供や、医師の業務に係るタスク・シフティング、タスク・シェアリングに資するため、医療の質の向上の実績を測る指標として設定する。

（水準の考え方） 毎年度、前年度より増加するよう設定する。

過去の実績	26年度	27年度	28年度	29年度
特定行為を実施できる看護師の配置数（人）	43	62	75	92

✓ 専門性の高い職種の配置数を、毎年度、前年度より増加させる

（設定の考え方） 各専門領域における高度な専門的知識・技能を有する専門・認定看護師、専門・認定薬剤師等の配置は、チーム医療の推進に資するため、医療の質の向上の実績を測る指標として設定する。

（水準の考え方） 毎年度、前年度より増加するよう設定する。

過去の実績	26年度	27年度	28年度	29年度
専門性の高い職種 認定看護師の配置数（人）	730	798	916	972
専門看護師の配置数（人）	46	54	56	59
認定薬剤師の配置数（人）	49	46	57	58
専門薬剤師の配置数（人）	12	25	24	27

1 診療事業 ー(1)医療の提供

(前ページより続き)

【指標】

✓ クリティカルパスの実施割合(クリティカルパス実施病院の新規入院患者数に占める実施割合)を、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上にする

(設定の考え方) クリティカルパスの実施は、診療計画及び実施プロセスを標準化することにより、チーム医療の実現や医療の質の向上に資するほか、インフォームドコンセントを着実に実施することで、患者満足度を向上させる効果が期待できるため、質の高い医療の提供や、患者の目線に立った医療の提供の実績を測る指標として設定する。

(水準の考え方) 毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準の年度の実績以上とするよう設定する。

過去の実績	26年度	27年度	28年度	29年度
クリティカルパス実施病院の新規入院患者数に占める実施割合(%)	47.4%	46.9%	48.6%	47.2%

1 診療事業 ー(2)地域医療への貢献

- 地域医療構想の実現のため、地域の医療需要の変化への対応に自主的に取り組み、個々の病院について、医療機能、医療需要、経営状況等を総合的に分析したうえで、機能転換や再編成等を検討すること
- 地域の医療機関との連携をさらに進めること
- 介護施設や福祉施設も含めた入退院時における連携及び退院後の在宅医療支援を含めた支援の強化を図ること

重要度：高

今後、超高齢社会を迎えるにあたり、国として、地域包括ケアシステムの構築や地域医療構想の実現を推進しており、機構の個々の病院が、それぞれの地域で求められる医療需要の変化に対応することや、在宅医療支援を含め他の医療機関等と連携を進めることは重要度が高い

【指標】

- ✓ 紹介率を、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上にする
(設定の考え方) 各病院を受診した患者のうち、他の医療機関から紹介されて来院した患者の割合である紹介率を地域の医療機関との連携の実績を測る指標として設定する。
(水準の考え方) 毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とするよう設定する。
- ✓ 逆紹介率を、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上にする
(設定の考え方) 各病院を受診した患者のうち、他の医療機関へ紹介した患者の割合である逆紹介率を、地域の医療機関との連携の実績を測る指標として設定する。
(水準の考え方) 毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とするよう設定する。

過去の実績	26年度	27年度	28年度	29年度
紹介率（％）	67.4%	69.3%	73.0%	74.2%

過去の実績	26年度	27年度	28年度	29年度
逆紹介率（％）	54.6%	56.3%	59.5%	61.0%

1 診療事業 — (2) 地域医療への貢献

(前ページより続き)

【指標】

- ✓ 地域の在宅医療を支援する観点から、機構の病院が運営する訪問看護ステーションをはじめとする訪問看護の延べ利用者数を、毎年度、前年度より増加させる

(設定の考え方) 地域の医療事情に応じながら在宅医療支援の充実を図るため、機構の病院が運営する訪問看護ステーションをはじめとする訪問看護の利用者数を、在宅医療支援の実績を測る指標として設定する。

(水準の考え方) 毎年度、前年度より増加するよう設定する。

- ✓ 退院困難な入院患者の入退院支援実施件数を、毎年度、前年度より増加させる

(設定の考え方) 地域包括ケアシステムの構築においては、介護・福祉施設を含めた入退院時における連携及び在宅復帰支援が重要であり、退院困難な入院患者の入退院支援実施件数を、医療機関や介護・福祉施設との連携及び在宅復帰支援の実績を測る指標として設定する。

(水準の考え方) 毎年度、前年度より増加するよう設定する。

過去の実績	26年度	27年度	28年度	29年度
退院困難な入院患者の入退院支援実施件数（件）	62,871	63,610	85,714	116,986

- ✓ セーフティネット分野の医療を提供する病院における短期入所(短期入院を含む)、通所事業の延べ利用者数を、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上にすること

(設定の考え方) セーフティネット分野の医療を提供する病院における短期入所(短期入院を含む)及び通所事業の延べ利用者数を、重症心身障害児（者）、筋ジストロフィー、神経難病等の在宅療養患者支援の実績を測る指標として設定する。

(水準の考え方) 毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とするよう設定する。

難易度：高

機構の各病院が、地域医療により一層貢献するためには、地域の実情(人口や高齢化の推移、医療圏における医療機関ごとの機能分担、医師の偏在、患者のニーズ等)に応じて、それぞれの地域で異なった連携デザインを構築していく必要がある、その上で、地域における将来の医療提供体制を検討しながら医療を提供していくこと、また、特に、紹介率・逆紹介率といった指標は既に高い水準にある中で、これを維持・向上させていくことは難易度が高い。

1 診療事業 — (3) 国の医療政策への貢献

- 災害時など国の危機管理に際して求められる医療について、機構のネットワークの最大限の活用と国や地域との連携の強化により、
 - ①災害対応時の役割の明確化、
 - ②災害医療現場等で貢献できる人材の育成、
 - ③DMAT事務局の体制強化など国の災害医療体制の維持・発展に貢献、
 - ④発災時に必要な医療を確実に提供
をすること
- セーフティネット分野の医療について、引き続き、我が国の中心的な役割を果たすこと
- エイズについて患者の高齢化等個々の状態に応じて適切に対応できるよう引き続き取組を進めること
- 国の医療分野の重要政策のモデル的な取組を積極的に実施し、国の医療政策に貢献すること

重要度：高

南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害が予想される中、人材育成を含め災害発生に備えた機能の充実・強化は重要であり、また、他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのあるセーフティネット分野の医療についても、引き続き、中心的役割を果たしていく必要があるため重要度が高い

【指標】

- ✓ 事業継続計画(BCP)整備済病院数(災害拠点病院を除く)を、毎年度、前年度より増加させ、速やかに全病院で整備する

(設定の考え方) 発災時に必要な医療を提供する体制を維持するためには、各病院の業務を滞りなく継続できる体制構築が重要であり、BCP整備済病院数を、国の危機管理体制への貢献の実績を測る指標として設定する。

(水準の考え方) 速やかに全病院でBCPを整備するよう設定する。

※平成29年度末時点で22病院(災害拠点病院を除く)が事業継続計画(BCP)を策定。

1 診療事業 — (3) 国の医療政策への貢献

(前ページより続き)

【指標】

✓ 後発医薬品の使用割合を、毎年度、政府目標の水準を維持しつつ、2023年度に数量ベースで85%とする

(設定の考え方) 政府目標として、後発医薬品の使用割合を2020年9月までに80%にすると定めているほか、後発医薬品使用体制加算1が85%以上に設定されていることもあり、国の医療分野における重要政策のモデル的な取組を測る指標として設定する。

(水準の考え方) 毎年度、政府目標の水準を維持しつつ、2023年度に数量ベースで85%とするよう設定する。

過去の実績	26年度	27年度	28年度	29年度
後発医薬品の採用率 (%)	66.4%	72.7%	78.7%	83.5%

✓ 地域の在宅医療を支援する観点から、機構の病院が運営する訪問看護ステーションをはじめとする訪問看護の延べ利用者数を、毎年度、前年度より増加させる(再掲)

(設定の考え方) 地域の医療事情に応じながら在宅医療支援の充実を図るため、機構の病院が運営する訪問看護ステーションをはじめとする訪問看護の利用者数を、在宅医療支援の実績を測る指標として設定する。

(水準の考え方) 毎年度、前年度より増加するよう設定する。

難易度：高

必要な医療を確実に提供しながら、災害発生時など国の危機管理に際して求められる医療についても迅速かつ確実に提供できるよう、災害対応体制を整備し、維持することは難易度が高い。また、後発医薬品の使用割合に係る目標達成には、医療提供側と患者側の双方の理解を一層深め、後発医薬品の使用促進対策を、継続的に実施していく必要があるが、機構では既に高い水準にある中、さらにこれを上回る目標を達成することは難易度が高い。

2 臨床研究事業

- 病院ネットワークを最大限活用した迅速で質の高い治験やEBM推進のための大規模臨床研究により一層取り組むとともに、他の設置主体も含めたこれらの分野に精通する医療従事者を育成及び認定臨床研究審査委員会の適正な運用を図ることにより、我が国の臨床研究及び治験の活性化に貢献すること
- 電子カルテデータ等から標準化された診療データを収集・分析するデータベースを引き続き運用し、臨床疫学研究の推進を図ること。併せて、国の医療情報政策に基づき、外部のデータベースとの連携や外部機関へのデータ提供に貢献すること
- 他の設置主体との連携により、ゲノム医療・再生医療に関する臨床研究や新規医薬品開発等の共同研究を引き続き推進すること
- 国の医療情報政策のモデル事業を実施するなど、医療のIT化への対応に向けて積極的に貢献すること

重要度：高

効率的な臨床研究及び治験を実施するため、ICTを活用した各種データの標準化や、質の高い標準的な医療を広く提供するための医学的根拠を確立する研究事業等は、国が推進する医療分野の研究開発に貢献するものであるため重要度が高い

【指標】

- ✓ 英語原著論文掲載数を、毎年、前年より増加させ、2023年までに平成30年の実績に比し5%増加させる

（設定の考え方） 機構全体で研究により得られた成果を国内外に広く情報発信するため、英語論文の投稿や学会発表について、積極的に取り組んでいることから、英語原著論文掲載数を臨床研究事業の実績を測る指標として設定する。

（水準の考え方） 毎年、前年より増加させ、2023年までに平成30年の実績に比し、5%増加するよう設定する。

過去の実績	26年度	27年度	28年度	29年度
（参考）英語論文掲載数（本）	2,124	2,340	2,417	2,472

難易度：高

国立病院機構の英語論文数については、集計を開始した平成19年度から平成29年度までの間、我が国全体における臨床医学系論文数の増加割合を大幅に超える伸び率で増加させてきている中、毎年、前年より増加させ、2023年までに平成30年の実績に比し、5%増加させることは、難易度が高い。

3 教育研修事業

- 病院ネットワークを活用し、医療従事者を目指す学生に対する卒前教育を含め、質の高い医療従事者の育成を行うとともに、地域の医療従事者や住民向けの研修を実施し、我が国の医療の質の向上に貢献すること
- 看護師等養成施設について、地域の医療人材育成やその需要及び医療の高度化・複雑化等の環境の変化を踏まえたうえで、必要に応じて見直しを行うこと
- 特定行為に係る看護師育成の政策推進に貢献することに加え、チーム医療の推進及びタスク・シフティング、タスク・シェアリングによる医師の負担軽減の観点からも、高度な看護実践能力を持つ看護師の育成を引き続き推進すること

【指標】

- ✓ 実習生(職種毎)の延べ受入日数を、毎年度、前年度より増加させる
(設定の考え方) 質の高い医療従事者の育成のためには、医師、看護師、薬剤師等をを目指す学生に対する卒前教育が重要であることから、実習生の延べ受入日数を教育研修事業の実績を測る指標として設定する。
(水準の考え方) 毎年度、前年度より増加するよう設定する。

過去の実績		26年度	27年度	28年度	29年度
実習生の延べ受入日数	医師・歯科医師（人日）	19,405	19,985	18,018	22,551
	看護師（人日）	—	430,768	442,249	449,093
	薬剤師（人日）	28,765	27,534	31,955	35,896
	臨床放射線技師（人日）	9,192	7,596	10,104	9,312
	臨床検査技師（人日）	11,836	12,612	11,915	13,952
	栄養士（人日）	11,374	12,611	12,468	13,940
	PT・OT・ST（人日）	22,673	23,480	21,911	23,035
	臨床工学技士（人日）	1,345	1,687	1,663	1,944

3 教育研修事業

(前ページより続き)

【指標】

- ✓ 地域の医療従事者を対象とした研修会の開催件数を、毎年度、前年度より増加させる
- ✓ 地域住民を対象とした研修会の開催件数を、毎年度、前年度より増加させる

(設定の考え方) 地域医療の質の向上に貢献するためには、地域の医療従事者及び地域住民に対する教育研修を充実させることが重要であることから、上記の研修会の開催件数を教育研修事業の実績を測る指標として設定する。

(水準の考え方) 毎年度、前年度より増加するよう設定する。

過去の実績	26年度	27年度	28年度	29年度
地域の医療従事者を対象とした研修会の開催件数（件）	3,451	3,434	3,461	3,563
地域住民を対象とした研修会の開催件数（件）	1,283	1,384	1,550	1,596

- ✓ 特定行為研修修了者数を、毎年度、前年度より増加させる

(設定の考え方) 平成27年10月から開始された特定行為研修は、専門的な知識及び技能の向上を図り、質の高い看護師を育成するものであることから、その修了者数を教育研修事業の実績を測る指標として設定する。

(水準の考え方) 毎年度、前年度より増加するよう設定する。

過去の実績	26年度	27年度	28年度	29年度
特定行為研修修了者数（人）			10	8

業務運営の効率化に関する事項

- 法人全体として経営の健全性が保たれるよう、本部機能の見直しなど、理事長がより一層リーダーシップを発揮できるマネジメント体制を構築すること
 - 法人の業績等に応じた給与制度を構築すること
 - 働き方改革を実現するため、職員全体の勤務環境の改善に取り組むこと。また、医師の勤務負担の軽減や労働時間短縮のため、特にタスク・シフティングの推進等国の方針に基づいた取組を着実に実施すること
 - 医療の高度化や各種施策を踏まえながら、人件費比率と委託費比率にも留意しつつ、適正な人員配置に努めること
 - 医薬品や医療機器の共同購入について、これまでもNC、JCHO、労働者健康安全機構と連携の上で実施しているが、これまでの効果を検証し、より効率的な調達に努めること
 - 後発医薬品について、今後も他の医療機関の模範となるよう、より一層の採用促進を図ること
 - 投資については、地域の医療需要や経営状況を踏まえながら効率的、効果的かつ機動的に行うこと
 - これらの取組により、中期目標期間を通じた損益計算において機構全体として経常収支率を100%以上とすること
- (○ 一般管理費の節減に係る目標については、本部機能の充実の必要性等も踏まえて検討中。)

業務運営の効率化に関する事項

(前ページより続き)

【指標】

✓ 中期目標期間を通じた損益計算において、機構全体として経常収支率を100%以上とすること

(設定及び水準の考え方)

中期目標期間の5年間を通して事業の継続性を図り、通期で黒字経営することが重要であることから、中期目標期間を通じた損益計算において機構全体として経常収支率を100%以上とするよう指標を設定する。また、業務実績の評価においては、目標達成に向けた経営改善に係る取組についても適切に評価するものとする。

過去の実績	26年度	27年度	28年度	29年度
経常収支率 (%)	101.6%	100.1%	99.3%	99.8%

難易度：高

診療報酬改定等による病院経営を巡る厳しい環境の中で、結核等の不採算医療の提供や働き方改革に対応しながら、中期目標期間を通じた損益計算において、国立病院機構全体として経常収支率100%以上を達成することは難易度が高い。

財務内容の改善に関する事項

- 「業務運営の効率化に関する事項」で定めた取組を着実に実施することで財務内容の改善を図り、前中期目標期間の繰越欠損金の早期解消に努めること。
- 長期借入金の元利償還を確実に行うこと。

その他業務運営に関する重要事項

＜人事に関する計画＞

- 医療従事者を適切に配置する一方、技能職についてアウトソーシング等に努めるなど、一層の削減を図ること。また、人材の育成、能力開発に努めるとともに、多様で柔軟な働き方を可能とする人事制度を構築すること

＜内部統制の充実・強化＞

- 内部監査、各病院におけるリスク管理の取組を推進するとともに、情報セキュリティ監査体制の強化に取り組むこと

＜情報セキュリティ対策の強化＞

- 政府統一基準に基づき定める機構の情報セキュリティポリシーを引き続き遵守するとともに、職員の対応能力の向上に資する取組を実施するなど、我が国の医療分野の情報セキュリティ強化に貢献すること

＜広報に関する事項＞

- 機構の役割等について、広く国民の理解が得られるよう積極的に広報に努めること